

## 福祉サービス第三者評価事業 評価調査者倫理及び守秘義務要領

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）実施要綱の 10 の規定に基づき、第三者評価事業を実施するにあたり、評価調査者が遵守すべき倫理及び守秘義務の事項を次のとおり定める。

- 1 評価で知り得た情報は、第三者に漏洩しない。また、評価以外の目的で使用しない。なお、この守秘義務は評価終了後も同様とする。
- 2 以前担当した受審施設及び事業所（以下「受審施設」という。）の名称がわかる形で事例引用をしない。
- 3 利用者等に関する情報が記載された書類、または受審施設が業務上作成している内部資料等は、受審施設外に持ち出さない。
- 4 利用者及び家族に評価調査への協力を強いることのないよう、その意思に十分配慮し、人権を尊重する。
- 5 評価は、受審施設が提供する福祉サービスの質の向上を図ることを目的としていることを十分に理解し、受審施設に対して高圧的・批判的な態度をとらず、中立的・客観的に行われる評価調査の趣旨に鑑み、丁寧な態度で接する。
- 6 評価は、高知県福祉サービス第三者評価基準によって行う。  
ただし、社会的養護関係施設における第三者評価は、全国共通の評価基準によって行う。
- 7 第三者評価基準に基づき、その達成状況を把握するという評価調査の目的から逸脱した行為を行わない。
- 8 最終的な評価結果に類することや改善方策については、受審施設への訪問調査時等に言及しない。
- 9 受審施設からの問い合わせ等については、個人的な対応は行わず、事務局を通じて対応する。
- 10 評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査時において、受審施設から食事の提供を含め物品を受け取らない。
- 11 前述の規定に反した行為等により、受審施設に被害を及ぼした場合、また、社会福祉法人 高知県社会福祉協議会の実施する福祉サービス第三者評価事業の信用を失墜させた場合は、該当する評価調査者がその責を負う。

附 則

この要領は、平成２４年１２月２１日から施行する。

附 則（令和２年３月４日改正）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。